2　法第六条の二十三の厚生労働省令で定める事項は、次のとおりとする。

一　法第六条の十一第四項の規定により病院等の管理者から医療事故調査の結果の報告を受けた年月日

二　前号の報告に係る医療事故の概要

三　第一号の報告に係る法第六条の十六第一項第一号の規定による整理及び分析結果の概要

**附　則**

1　この省令は、平成二十七年十月一日から施行する。

2　この省令による改正後の医療法施行規則第一条の十の二から第一条の十の四までの規定は、この省令の施行の日以後の死亡又は死産について適用する。